

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

令和 年 月 日 (宛先) 今治市長	① 申 請 者	住所又は所在地		② 特別徴収義務者 指 定 番 号																
		氏名又は名称		③ 法 人 番 号																
		代 表 者 氏 名		電 話 番 号																
		担 当 者 氏 名																		

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

④ 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以後の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額											
⑤ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額(賞与等の臨時の給与の全額を含む) ()内は上記のうち、臨時勤務者に係るものを記入してください。	年 月分	人	円	年 月分	人	円	年 月分	人	円	年 月分	人	円
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	年 月分	人	円	年 月分	人	円	年 月分	人	円	年 月分	人	円
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
⑥ 市税の滞納や著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細。												
⑦ 申請の日前1か年以内において、納期の特例について承認を取り消されたことがある場合には、その年月日。												

※印欄は記入しないでください。

※ 市 処 理 欄	処理区分	却下理由	市民税課処理欄		納税課処理欄	
	承 認		処 理 日	担 当 者	処 理 日	担 当 者
	却 下					

◎ 納期の特例を一度申請されると次年度以降、継続して承認しますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。

◎ 「申請についての注意事項」は裏面をお読みください。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) 給与等の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者は、市長に「納期の特例についての承認申請書」を提出し、承認された場合には、給与等の支払の際徴収した特別徴収税額の納入を、年2回とすることができます。

(注)「10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。

(2) 納期について

6月から11月までに特別徴収した税額 …… 12月10日まで

12月から翌5月までに特別徴収した税額 …… 6月10日まで

(注) この納期の特例については、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

- (3) 納期の特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納や納入遅延がありますと、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。なお、滞納や納入遅延のため承認を取り消された場合は、その通知を受けた日以後1年間は納期の特例は承認されません。
- (4) 納期の特例が承認された場合でも退職等異動があったときは「特別徴収に係る異動届出書」を、その翌月10日までに必ずご提出ください。

- (5) 納期の特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることになった場合(常時10人以上になったとき)は、その旨を速やかに届けてください。なお、届出様式(「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」)は市役所のホームページからダウンロードできます。

2. 申請書の書き方

- (1) 「①」の欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地及び法人名並びに代表者名をそれぞれ記入してください。
- (2) 「②」の欄には、市役所から通知されている「指定番号」を記入してください。
- (3) 「③」の欄には、株式会社等の法人に指定された13桁の法人番号を記入してください。個人の場合には、左端を空欄とし右詰で12桁の個人番号を記入してください。
- (4) 「④」の欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (5) 「⑤」の欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の全額を含みます。)を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれカッコ書きしてください。
- (6) 「⑥」「⑦」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。